

おわかりにくいこと等お気軽に商工会議所へご相談ください！

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 各種支援ガイド

～中小企業・小規模事業者の皆様が対象です～

※本チラシは、令和4年9月6日現在の情報です。  
内容については追加や変更される場合がありますので、その都度お問い合わせください。

氷見商工会議所のHPで最新情報を！

国（経済産業省や厚生労働省等）や富山県、氷見市のHPもご覧ください。



氷見商工会議所(☎74-1200)

## 助成金・補助金

コロナ禍対策での雇用維持、事業再開や業務効率の改善、設備投資、販路開拓や新商品開発などを積極的に支援します。

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等による事業再編や規模の拡大等を支援

**事業再構築補助金**【応募締切：9月30日（第7回）】  
【対象者】2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月間の合計売上が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。  
【中小企業補助額】（通常枠）100万円～  
【中小企業補助率】（通常枠）2/3（6,000万円超は1/2）（回復・再生応援枠、最低賃金枠）3/4

事業再構築補助金  
コールセンター  
☎0570-012-088

働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等に対応したい

**小規模事業者持続化補助金〈一般型〉**【申請受付：～9月20日（第9回）】  
持続的な経営に向けた経営計画に基き取り組む、販路開拓や生産性向上に係る経費補助（通常枠）最大50万円【補助率】2/3  
**NEW特別枠の新設**（賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠・インボイス枠が追加）（特別枠）最大200万円【補助率】2/3

氷見商工会議所  
☎0766-74-1200

自社の課題やニーズに合ったITツールを導入したい

**IT導入補助金**【申請締切：令和4年10月3日（通常枠第6次他）】  
ITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。  
**NEWサイバー攻撃被害によるリスクを低減するためのセキュリティ対策枠新設**（A型・B型）30万円～【補助率1/2】、（デジタル化基盤導入類型）5万円～【補助率】3/4（セキュリティ対策推進枠）5万円～【補助率】1/2

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業  
コールセンター  
☎0570-666-424

事業場内で最も低い賃金の引き上げを助成

**業務改善助成金【特例コース】**【申請期限：**再延長**令和5年1月31日】  
新型コロナウイルス感染症の影響で、特に業況が厳しい中小企業事業者が事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資を行う場合に費用の一部を助成する  
**【対象者拡充】**対象事業者拡大・助成率の引き上げ等【助成額】最大100万円【助成率】3/4

業務改善助成金コールセンター  
☎0120-366-440

売上等が減少したが雇用を維持したい

**雇用調整助成金（特例措置）**【特例措置期間：**延長**令和4年9月30日まで※】  
緊急対応期間の休暇（短時間休業を含む）に対して事業主が労働者に休業手当などを支払う場合、その一部を助成  
**緊急雇用安定助成金**【緊急対応期間：**延長**令和4年9月30日まで】  
雇用保険被保険者ではない従業員を休業させた場合・休業規模要件を満たさないため、最低賃金を引き上げた中小企業における要件緩和を利用する場合

富山労働局  
助成金センター  
☎076-432-9162

コロナ離職者を雇用した方の人件費を助成

**トライアル雇用助成金**  
安定的な就職が困難な求職者について、ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成（最長3カ月間）  
【対象】コロナ離職者を一定期間試用雇用（トライアル雇用）する事業所  
【給付額】（一般トライアルコース）月額最大4万円（短期間コース）月額最大2.5万円

富山労働局助成金センター  
☎076-432-9162

専門家に書類作成を依頼し、報酬等の支払いが発生した市内事業所

**氷見市専門家活用支援事業補助金**  
国、富山県または市のウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経済対策に係る支援制度の申請または、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた事業継続計画、販売促進のための計画、経営改善計画等の策定の際に、有資格者に書類等の作成や代理申請についてアドバイス等を依頼し、報酬等の支払いが発生する方に対して補助  
【補助率】1/2 【補助額】上限5万円

氷見市商工振興課  
☎0766-74-8105

新型コロナウイルス感染症の影響により仕事ができなくなった保護者（従業員）がいる

**小学校休業等対応助成金**【申請期限：令和4年11月30日】  
【対象者】子供の世話をを行う必要がある労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主  
【支援上限額】9,000円/日  
**小学校休業等対応支援金**（個人事業主向け）※制度内容は同一  
【支援額】4,500円～/日

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金  
コールセンター  
☎0120-603-999

新たな商品開発や販売促進のための経費が補助対象

**氷見市新商品開発・販路開拓支援事業補助金**  
ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた売上拡大に取り組む市内事業者が、氷見商工会議所やHimi-Bizの支援を受けながら新たな商品開発や販売促進事業を行う際の費用を補助します。※事業の着手前に補助金の交付申請が必要  
【補助率】1/2 【補助額】上限30万円

氷見市商工振興課  
☎0766-74-8105  
氷見商工会議所  
☎0766-74-1200

# 貸付及び利子助成

最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子になる等負担軽減が図れます。

売上減少での資金繰りを支援します

**新型コロナ対策マル経融資（小規模事業者経営改善資金）**  
新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上高または過去6か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方※国の利子補給制度を活用で当初3年間実質無利子【取扱期間】令和4年9月30日まで**延長**  
【融資限度】別枠1,000万円【返済】設備、運転資金10年以内  
マル経融資には通常枠（上限2,000万円）があります  
売上減少がなくても市の利子補給制度で2年間実質無利子となります。

取引先金融機関または  
日本政策金融公庫高岡支店  
☎0766-25-1171

売上減少での資金繰りを支援します

**新型コロナウイルス感染症特別貸付**【取扱期間】令和4年9月30日まで**延長**  
新型コロナウイルス感染症特別貸付・新型コロナウイルス対策マル経融資等  
【融資限度額】8,000万円（別枠）【返済】設備、運転資金20年以内（据置5年以内）等  
※新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度を活用することで当初3年間実質無利子に

取引先金融機関または  
日本政策金融公庫高岡支店  
☎0766-25-1171

貸付利子が実質的に無利子になる制度

**新型コロナ感染症特別利子補給制度**【申請期限：**延長**令和5年2月28日】  
新型コロナ感染症特別貸付の利率の利息部分について3年間分の利子相当額を一括で助成【対象者】（個人）要件なし（小規模法人）売上減少率▲15%以上【補給額】最長3年間分

新型コロナウイルス感染症  
特別利子補給制度事務局  
☎0570-060515

県融資等の貸付を受けて利子や保証料負担が発生した

**マル経融資の利子助成**  
市内小規模事業者を対象にしている融資制度に対し、利子補給を行う。  
【対象者】令和4年4月1日以降にマル経融資を受けた者  
【補助期間】初回償還月（据置期間含む）から2年間【補給額】上限1,000万円  
**信用保証料の助成**  
富山県信用保証協会に支払う信用保証料の助成を行う。  
【対象資金・助成率】小口事業資金（1/2）、緊急経営改善資金（1/2）、地場産業育成資金（全額）、創業者支援資金（全額）

氷見市商工振興課  
☎0766-74-8105

セーフティーネット保証4号の認定を受けている等

**伴走支援型特別保証**【取扱期間：令和5年3月31日】  
一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる制度  
【保証限度額】6,000万円【保証期間】10年（据置5年）  
【保証料率】0.2%（国による補助前は原則0.85%）  
【申込先】市町村の認定書を添えて取り扱い金融機関

富山県信用保証協会  
☎076-423-3171

最近1ヶ月に対応する前年同月の売上高がコロナ前決算期の月平均売上高等と比較して15%以上減少

**ビヨンドコロナ応援資金**【取扱期間：令和5年3月31日】  
「伴走支援型特別保証」を利用する場合に、保証料をゼロとする制度  
**条件拡充** 上限額の引き上げ及び売上減少要件を拡充  
【融資額】最大6,000万円【融資期間】10年以内（据置5年）【融資利率】年1.25%以内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への資金繰り支援

**経営安定資金**【取扱期間：**延長**令和5年3月31日】  
【対象】新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた事業者  
【融資限度額】中小企業者1億6000万円/小規模企業者3,000万円）  
【返済期間】運転資金7年以内（うち据置期間1年以内）

富山県商工労働部地域産業支援課  
☎076-444-3248

中小企業活性化協議会や経営サポート会議等の支援により経営を再建する

**緊急経営改善資金（借換資金）**【取扱期間：**延長**令和5年3月31日】  
【対象】新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた者で、経営改善計画を策定し、借り換えを行うことにより経営改善が期待される中小企業者  
【融資限度額】一般枠8,000万円、小口枠2,000万円※運転資金のみのご利用は不可  
【返済期間】10年以内（うち据置期間1年以内）【融資利率】年1.25%以内【借換回数】3回まで

**経営改善サポート資金**【取扱期間：令和5年3月31日】  
中小企業活性化協議会等の支援により作成した事業再生計画の実行に取り組む「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」を利用する場合に、保証料をゼロとする制度です。  
【融資限度額】1億円【融資期間】15年以内（据置5年以内）【保証料率】ゼロ（県補助により）

富山県信用保証協会  
☎076-423-3171

# 猶予

コロナ禍の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、税等の負担軽減措置が講じられています。

県税や社会保険料等の負担を軽減します

**県税、社会保険料等の納付猶予など**  
【県税】新型コロナに関連する下記ケースに該当する場合の猶予制度あり  
①災害により財産に損失が生じた②本人又は家族が病気にかかった③事業を廃止又は休止した④事業に著しい損害を受けた  
【国民年金保険料】新型コロナにより収入が減少・当年度中の所得の見込みが国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方は簡易的な手続きで申請可能に。

県税：富山県総合県税事務所  
☎076-444-4631  
社会保険料等：高岡年金事務所  
☎21-4180